

令和6年度 北秋田市建設工事
入札参加資格審査申請書 提出書類一覧

提出書類の記載事項は、経営事項審査の審査基準日現在の状況を記載してください。ただし、提出までに変更があった場合は、変更後の状況で記載してください。

(1) 提出部数及び綴じ方

提出部数は1部とし、(2)の提出書類一覧の順に並べ、A4の長辺に穴をあけ、綴りひも又は綴じ具を用いて提出してください。

(2) 提出書類一覧 (○：必須、△：該当する場合のみ、－：不要)

※証明書類は、提出時において発行から3か月以内のものを提出してください。

No.	書類の名称		様式	内容	提出区分	
					市内	市外
1	建設工事入札参加資格審査申請書		様式1	秋田県登録の有無欄も必ず記載すること	○	○
2	登録希望工事種別		様式1-1	<ul style="list-style-type: none"> 年間平均完成工事高は、経営事項審査結果通知書に記載の金額と合致します。 有資格技術職員数には、委任先の営業所等がある場合は、その営業所等の有資格技術者職員数を記入すること。 	○	○
	完成工事高計算表		様式1-2		△	△
3	業態調書		様式2		△	△
4	完成工事高の内訳書	とび・土工・コンクリート工事(とび工事)	様式3-1	とび・土工・コンクリート工事、解体工事については、左記の区分により各様式を使用してください。それ以外の工事については、任意様式で提出してください。(経営事項審査の工事経歴書の写しでも可)	△	△
		とび・土工・コンクリート工事(法面工事)	様式3-2		△	△
		とび・土工・コンクリート工事(土工・コンクリート工事)	様式3-3		△	△
		解体工事(土木工作物解体)	様式3-4		△	△
		解体工事(建築物解体)	様式3-5		△	△
		解体工事(建設業法)	様式3-6		△	△
		上記以外の工事	任意		△	△
5	技術職員名簿		様式4(任意でも可)	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事施工技士を保有している場合は、工事種別を解体として記載。 北秋田市内に本社又は営業所等(委任先)を有する場合に提出。 	○	－
6	技術職員以外の職員名簿		様式5	北秋田市内に本社又は営業所等(委任先)を有する場合に提出	○	－
7	技術職員調書	電気工事	様式6	対象工種のみ提出	△	－
		給排水暖冷房衛生	様式7	対象工種のみ提出	△	－

	設備工事				
	一般塗装工事	様式 8	対象工種のみ提出	△	—
8	支店（営業所）調書	様式 9	<ul style="list-style-type: none"> ・従たる営業所である支店（営業所）等での登録を希望する場合に提出 ・その場合は、専任の有資格者の配置が必要になりますので、技術職員名簿等（建設業許可申請時に提出された専任技術者証明書の写しも提出）を提出すること。<u>ただし市外での登録の場合は専任技術者証明書の写しのみ提出。</u> 	△	△
9	使用印鑑届	様式 10		○	○
10	委任状	任意様式	契約権限を建設業法施行令第3条に規定する「従たる営業所」の使用人に委任する場合に提出してください。	△	△
11	経営事項審査結果通知書		通知書の写し ※社会保険等への加入もこの資料で確認します。	○	○
12	納税証明書等		未納がないことの証明 ①市内に本社又は営業所を置く事業者 市税（北秋田市）、県税（秋田県）、国税 ※代表者個人の納税証明書は不要 ②県内に本社又は営業所を置く事業者 県税（秋田県）、国税 ③県外事業者 国税 ※国税は電子納税証明書の写し可	○	○
	納税状況確認同意書		納税状況確認同意書様式 ※市内本社は代表者個人の同意書を提出してください。	△	—
13	特別徴収実施状況申告書		特別徴収実施状況報告書様式	○	—
14	誓約書		誓約書 ※要押印	○	○
15	法人市民税の確定申告書		確定申告書の写し ※市内に従たる営業所を置く場合提出すること。	△	—
16	社会保険加入に関する証明書		次のいずれかの写し ・社会保険料納入確認（申請）書 ・直近1回分の領収証又は口座振替済通知書	○	○
17	建設業退職金共済事業等加入・履行証明		建退共や中退共など、退職一時金若しくは企業年金制度への加入が分かる書類を提出	○	○
18	国・県登録建設業の許可		許可通知の写し	○	○
19	登記簿謄本		商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	△	△

※その他、必要に応じて申請に必要なとなる資料等を追加で求める場合があります。

※赤字部分は内容に変更・追加した箇所になります。